

熊野古道伊勢路踏破ウォーク実施等業務 企画提案コンペ仕様書

1 企画提案コンペの目的

熊野古道世界遺産登録10周年を契機に、伊勢から熊野までのすべての道程を結ぶ熊野古道伊勢路踏破ウォークを開催することで、熊野古道伊勢路としての知名度の向上や熊野古道が世界遺産として認められた本質の理解につなげます。あわせて、地域の方に地域の宝への再認識を促し、熊野古道を守り伝える意識の醸成につなげていくことを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 業務内容

ウォークイベントの運営実施

A 下記のウォークイベントの事務局運営及び各種手配に関すること。

- ・運営マニュアル・計画書作成
- ・WEB ページ制作（参加受付、事業内容の告知等）
- ・申込専用電話の開設、受付業務
- ・応募者リスト作成、大会要項等発送
- ・参加者傷害保険の加入
- ・語り部等の手配
- ・バス（送迎）の手配

B 踏破ウォーク告知用チラシ兼申込用紙を作成すること。

- ・体裁：A3二つ折り 4色カラー、コート紙
- ・部数：100,000部
- ・校正：文字校正及び色校正を2回以上行うこととします。
- ・その他：両面印刷とし、オフセット印刷とします。

C 参加者賞（例えば、ピンバッジ等）を作成すること。

- ・デザインの提示を行ってください。
- ・作成数：参加者賞 2,800個 全14回 各回200個

D ウォーク参加を促進する情報発信の実施

- ・新聞や雑誌、ラジオなどの媒体を活用した情報発信 1件以上

E その他

- ・ゲストとのウォークの提案やウォーキング以外にも参加者が楽しめ、情報発信につながるイベントを組み入れるよう提案してください。（当事業の見積からは除き、必要経費等をご教示ください）

【熊野古道伊勢路踏破ウォークの内容（予定）】

- 1 実施日・コース
平成26年6月～11月の土日（別紙のとおり）
伊勢神宮から熊野速玉大社までの約170kmを14回にわけて踏破。
- 2 申込方法・定員
事前申し込み制、定員100名。
- 3 その他
 - ・ウォーキング時に語り部の配置が必要です。
 - ・車利用者のためにスタート地点周辺に駐車場を確保する予定ですので、ゴール地点からスタート地点へのバス送迎が必要となってきます。

印刷に関する特記事項

本業務で行う印刷物の作成にあたっては、「みえ・グリーン購入基本方針」及び「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める「20-2印刷」における「判断の基準」及び「配慮事項」を遵守すること。

ただし、「20-2印刷」における「判断の基準」のうち、「印刷・情報用紙に係る判断の基準...」については、東日本大震災による製紙メーカーの供給状況を考慮し、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「平成24年度環境物品等の調達方針」を適用しないこととします。

（3）委託業務

熊野古道伊勢路踏破ウォーク実施等業務委託

（4）委託期間

契約の日から平成26年12月19日（金）まで

（5）契約上限額

7,092,360円（消費税及び地方消費税含む）以内

（6）納品物

- （ア） 委託業務の実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」
（原則としてA4版・両面印刷 1部（提出時期：委託業務着手時）
- （イ） 委託業務の実施結果を記載した「実績報告書」 1部
（提出時期は、委託業務完了時）
- （ウ） 業務内容に係る成果物 各1部
（但し、チラシ、コースマップについては、（1）業務内容記載の指定部数及びPDFファイルデータ形式で保存したデータ（版下データ PDF

/ X 1 B i t))

(エ) 紙媒体以外による実施の場合は、写真等履行状況が確認できるもの 1部

(オ) その他、実施内容の説明に必要なと思われる資料 1部

上記の納品物については、必要に応じて副本の提出を求められます。

(7) 納入場所

熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会事務局

(三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課事業推進班)

(8) 納入期限

平成26年12月19日(金)

(9) 業務実施上の条件

- ・ 委託業務の実施にあたっては、実施内容を事務局及び関係機関と協議しながら進めるものとします。
- ・ 上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合があります。委託業務を円滑に推進するための実施体制をとるものとします。
- ・ 語り部等を活用する場合に要する費用についても業務委託費に含まれるものとします。

3 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料の内容について、別に設置する「熊野古道伊勢路踏破ウォーク実施等業務企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という)」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約します。

(1) 企画提案資料の提出

ア 提出期限 平成26年4月30日(水) 15時まで(必着)

イ 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会事務局
(三重県 地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課)

ウ 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

エ 受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

オ 企画内容の説明

提出いただいた企画提案資料の内容について、必要に応じ、選定委員会において説明を求められますので、予めご了承ください。

詳細については、事前に企画提案資料記載の連絡先に原則Eメールにて連絡します。

事情により開催日が変更になることがあります。

4 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)

6に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申込書及び添付書類。

(2) 企画提案書 8部

原則A4版・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上。表紙を含め20ページ以内(長辺側を綴じてください)。

企画提案書には、下記の事項について実際に履行可能な内容を記載してください。

企画提案書に記載された内容を基に、東紀州振興課と協議のうえ、委託契約を締結します。企画提案書には、実際に履行可能な内容を記載して下さい。

ア 2(1) について業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果

イ 委託業務の実施体制

職員の配置等運営管理体制、業務に係る社外組織との連携体制について記載すること

ウ 委託業務の実施スケジュール

エ 提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点

オ 同様の業務の実施実績(実施年度、事業名、契約相手先)(10件まで)

(2) 見積書 8部

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(3) 提案事業者に関する説明書 8部

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

(4) 契約実績証明書(様式2) 1部

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績について、記載してください。

5 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 目的との整合性

委託業務の目的と整合しているか。熊野古道伊勢路にテーマ性を持たせて、見る者や参加する者に興味を抱かせるものとなっているか。

(2) 具体性・現実性

具体的であり、実施するにあたり現実性が高いものとなっているか。

(3) 実施体制

実績等に鑑み、法令を遵守し、当該業務を適切に運営遂行できる能力を有しているか。
また、県との連絡体制は十分か。社内体制及び業務に係る社外組織との連携体制は十分か。

(4) デザイン・レイアウト

告知用チラシ、参加者賞等について、分かりやすく、テーマのイメージに沿ったデザイン及びレイアウト構成となっているか。

(5) 情報発信

情報発信の方法は、誘客促進を図るために十分な内容となっているか。

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県からの入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱(平成19年4月1日施行)により、落札資格停止措置を受けている期間中でないこと。及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県及び東紀州5市町が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 共同体での参加も可能とする(ただし、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできない)。なお、各構成員は上記(1)~(4)の条件を全て満たすこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員ではないこと。

7 委託契約締結

最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- (ア) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (イ) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間
平成26年4月24日(木) 17時まで
- (2) 質問の提出
質問は文書(書式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、12記載の担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。
なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容
質問は原則として当該委託業務にかかる条件や応募手続き的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。
- (4) 質問に対する回答
提出いただいた質問に対しては、電子メール、ファクシミリ、電話等のいずれかにより回答させていただきます。

11 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とします。

(2) その他特記事項

- (ア) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (イ) 提出いただいた提案資料については、返還しません。
- (ウ) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (エ) その他必要な事項は、「熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会会計規定」によるものとします。

10 担当部局

〒514 - 8570

三重県津市広明町13番地

熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会事務局 担当：亀井
(三重県 地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課 事業推進班)

TEL : 059 (224) 2193

FAX : 059 (224) 2418

E-mail hkishu@pref.mie.jp